



令和 7 年 7 月 22 日
港湾局 産業港湾課

「令和 7 年度 特定港湾施設整備事業基本計画」を閣議決定 ～全国の 72 港において、約 796 億円の特定港湾施設整備事業を実施～

港湾整備促進法に基づく「令和 7 年度 特定港湾施設整備事業基本計画」について、本日、閣議決定されましたのでお知らせいたします。

本基本計画では、全国の 72 港において、ふ頭用地など事業費約 796 億円の事業を行うこととしています。

本基本計画は、港湾整備促進法に基づき、港湾管理者が行う特定港湾施設整備事業に充てる資金の調達を円滑に行えるようにするため、国土交通大臣が会計年度ごとに、交通政策審議会の議を経て定め、内閣の承認を求めるものです。

国土交通大臣は、内閣の承認を得た本基本計画に基づいて資金の融通のあっ旋を行います。

(※) 特定港湾施設整備事業とは、港湾管理者が地方債により資金を調達して実施する事業で、以下 2 つの事業があります。また、港湾管理者は、施設の使用料収入や土地の売却益等により償還を行います。

① 港湾機能施設整備事業

港湾整備事業（公共事業）による岸壁等の施設の整備に合わせて、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要な上屋、荷役機械、ふ頭用地等を整備するもの。

② 臨海部土地造成事業

港湾における輸送活動を支援する港湾関連用地および地域の産業開発に資する工業用地等を造成するもの。

○閣議決定日

令和 7 年 7 月 22 日（火）

問い合わせ先

港湾局 産業港湾課 平松、難波

TEL: 03-5253-8111（内線 46-452、46-453）

03-5253-8673（直通）



令和7年度 特定港湾施設整備事業基本計画

施設名	単位	数量	事業費 (百万円)	港名
上屋	棟	71	3,832	苫小牧港、小樽港、釧路港、酒田港、川崎港、清水港、田子の浦港、三河港、大阪港、呉港、徳山下松港、岩国港、三田尻中関港、下関港、北九州港、博多港、長崎港、福江港、那覇港 (以上 19港)
荷役機械	基	52	9,499	苫小牧港、小名浜港、鹿島港、川崎港、敦賀港、清水港、田子の浦港、御前崎港、三河港、舞鶴港、大阪港、姫路港、尼崎西宮芦屋港、広島港、福山港、呉港、徳山下松港、三田尻中関港、徳島小松島港、下関港、北九州港、大分港、細島港、志布志港、川内港、那覇港 (以上 26港)
ふ頭用地	千㎡	1,520	38,537	苫小牧港、石狩湾新港、函館港、小樽港、留萌港、青森港、仙台塩釜港、秋田港、酒田港、茨城港、鹿島港、千葉港、川崎港、新潟港、両津港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、清水港、田子の浦港、御前崎港、名古屋港、衣浦港、三河港、四日市港、舞鶴港、大阪港、姫路港、尼崎西宮芦屋港、家島港、境港、西郷港、水島港、福山港、呉港、徳山下松港、岩国港、三田尻中関港、宇部港、徳島小松島港、高松港、今治港、下関港、北九州港、苅田港、三池港、長崎港、八代港、熊本港、大分港、津久見港、別府港、佐伯港、中津港、臼杵港、宮崎港、鹿児島港、名瀬港、志布志港、川内港、那覇港、石垣港 (以上 63港)
港湾機能施設整備事業 計			51,868	

施 設 名	単位	数 量	事 業 費 (百万円)	港 名
港湾関連用地等	千m ²	3 8 7	2 4, 2 4 3	酒田港、茨城港、横浜港、伏木富山港、清水港、大阪港、境港、水島港、岡山港、広島港、高松港、博多港、苅田港、鹿児島港、中城湾港 (以上 1 5 港)
工業用地	千m ²	2 7 4	3, 4 5 2	茨城港、姫路港、尼崎西宮芦屋港、水島港、苅田港、八代港 (以上 6 港)
臨海部土地造成事業 計			2 7, 6 9 5	
合 計			7 9, 5 6 3	

注) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

○特定港湾施設整備事業のイメージ

港 湾 法

岸 壁

航 路

泊 地

防波堤 …

港湾整備事業(公共事業)
(国・港湾管理者)

港湾整備促進法

ふ頭用地

荷役機械

上 屋

臨海部
土地造成

特定港湾施設整備事業(起債事業)
(港湾管理者)

(公共事業)

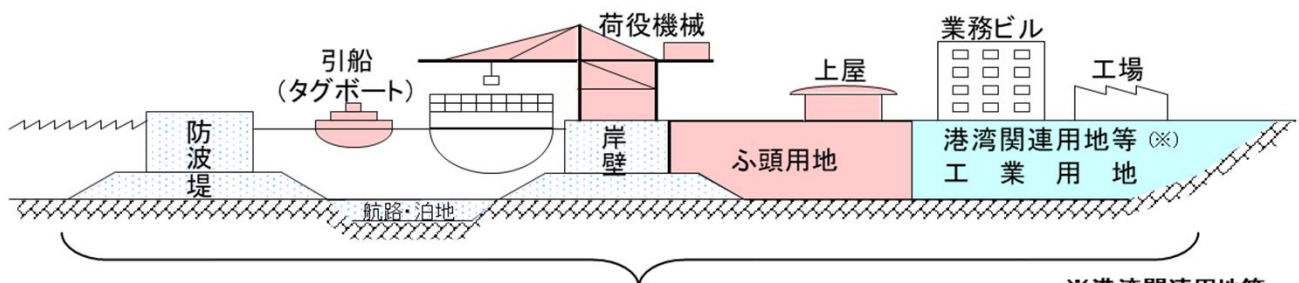
港湾整備事業

(起債事業)

特定港湾施設整備事業

港湾機能施設整備事業

臨海部土地造成事業



港湾・臨海部の産業空間としての一体的な機能の確保

※港湾関連用地等

港湾計画に定められた 港湾関連用地、交流厚生用地、都市機能用地、交通機能用地など

○特定港湾施設整備事業基本計画と資金融通等の手続き

地方財政法に基づく手続き

財 務 省
(財政融資資金の融通)

同意

協議等
(地方財政法
施行令)

総 務 省

同意

地方債の
協議等
(地方財政法
第5条の3第1項)

地 方 公 共 団 体

港湾整備促進法に基づく手続き

内 閣
(閣議)

交通政策審議会
(港湾分科会)

⑥承認

⑤請議
(②～⑥
港湾整備促進法第3条第1項)

④答申

③諮問

国土交通省
〔②特定港湾施設整備事業基本計画の作成〕

⑦当該港湾における
基本計画の通知
(港湾整備促進法
第4条)

①当該港湾の事業に
関する資料の提出
(港湾整備促進法
第3条第3項)

港 湾 管 理 者

⑧資金の融通
のあっ旋
(港湾整備促進法
第6条)